

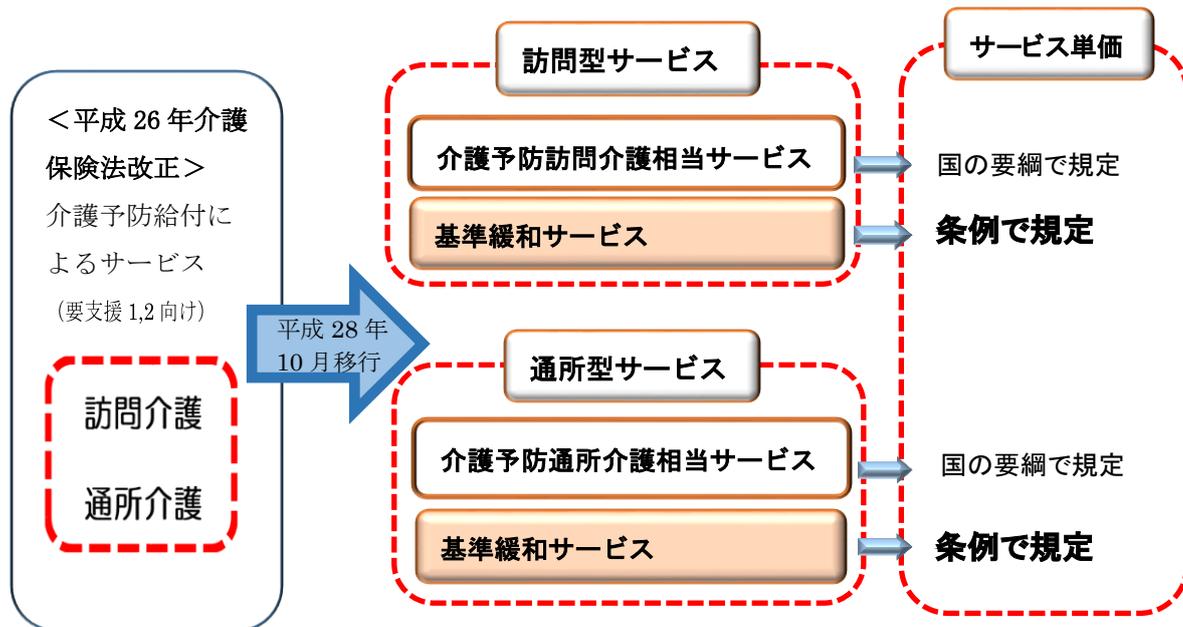
令和 3 年度介護報酬改定に伴う基準緩和サービスの単価改定のための条例改正について

地域包括ケア推進課

1. 基準緩和サービスとは

平成 26 年度の介護保険法の改正を受け、平成 28 年 10 月から要介護度が要支援 1,2 と要支援相当の人を対象とした訪問介護（ホームヘルパーによるサービス）、通所介護（デイサービス）が市の事業に移行しました。

当市では、身体介護を伴わない生活援助サービスを「基準緩和サービス」として位置づけ、国が定める額を目安としてサービス単価を設定しています。



2. 令和 3 年度介護報酬改定率

+0.70%（うち+0.05%分は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和 3 年 9 月末までの間））

3. 国の令和 3 年度介護報酬改定の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力の強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、2040 年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組みの推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

（令和 3 年 1 月 18 日第 199 回社会保障審議会介護給付費分科会資料からから抜粋）

4. 基準緩和サービス利用状況（令和 2 年 11 月審査分給付実績データより）

訪問型サービス 29 人 通所型サービス 283 人

5. 今後のスケジュール（予定）

2 月上旬～中旬 厚生労働省から国の定める目安の額の公表

2 月中旬～下旬 老人福祉専門分科会委員の皆様へサービス単価（案）を郵送し、ご意見を伺います。

2 月末 3 月議会定例会へ条例（案）提出

※今後の国の動向や目安の額の状況等により単価改定を行わない場合があります。